

南陽市長 殿  
南陽市議会議長 殿  
南陽市教育長 殿

南陽市監査委員 青木 勲  
南陽市監査委員 伊藤 俊美

### 定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

#### 記

- 1 監査の対象 沖郷公民館 梨郷公民館 赤湯公民館 中川公民館  
宮内公民館 漆山公民館 金山公民館 吉野公民館
- 2 監査の期日 平成30年12月25日
- 3 監査執行者 監査委員 青木 勲  
監査委員 伊藤 俊美
- 4 監査の範囲 平成30年4月1日から平成30年10月末における財務事務及び関連事務事業の執行状況
- 5 監査の方法 資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。
- 6 監査の結果 予算執行については計数上の誤りは認められず、事務事業の執行についてもおおむね良好と認められた。